

役員報酬規程

第1章 総 則

(主 旨)

第1条 この規程は、財団法人昭和経済研究所の役員の報酬、退職金および功労金等について定める。

② この規程において「役員」とは、理事、監事のことをいう。

(報酬等の範囲)

第2条 報酬等の範囲は、次のとおりとする。

(1) 本俸

(2) 賞与

(本俸の支給日)

第3条 本俸は毎月28日に支給する。

② 前項の支給日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日に支給する。

第2章 本俸、賞与および手当等

(本 俸)

第4条 本俸は、常勤役員について別表に定める額を支給する。

(賞 与)

第5条 賞与は常勤役員に支給することができる。

第3章 退職金および功労金

(退職金)

第6条 常勤役員が退任又は死亡したときは、退職金を支給する。

(常勤役員の退職金算定基準)

第7条 前条の退職金は、本棒を基礎とし、在任年数を乗じて得た額に、昭和経済研究所退職金規程に定める率を乗じて得た額とする。

(在任年数の計算)

第8条 役員の在任年数は、就任の月から退任又は死亡の月までとし、12ヶ月をもって1ヶ年とする。ただし、1年未満は月割り計算とする。

(功労金)

第9条 役員在任中、本法人のために特に功績顕著と認められる者に対しては、理事長が決定した額の功労金を支給することができる。

第4章 その他

(細則の制定)

第10条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、別に細則を制定することができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。ただし、別表は、年度毎の予算の成立により改訂を行う。

付 則

1. この規程は平成14年12月2日から実施する。

退職金規程

(適用範囲)

第1条 この規程は、就業規則第42条に基づき従業員の退職金について定めたものである。

- ② この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務するすべての従業員に適用する。ただし、勤続年数1年未満の者またはパートタイマー若しくは日雇その他の臨時職員については本規程を適用しない。

(支給額その1)

第2条 従業員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額に勤続年数に応じて別表の支給基準率のA欄に定める率を乗じて算出した退職金を支給する。

1. 死亡
2. 業務上の事由による傷病
3. やむを得ない業務上の都合による解雇
4. 定年

(支給額その2)

第3条 従業員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額に勤続年数に応じて別表の支給基準率のB欄に定める率を乗じて算出した退職金を支給する。

1. 自己都合
2. 業務外の事由による傷病
3. 就業規則50条第1号から第3号までの事由による解雇

(退職金の不支給・減額)

第4条 次の各号の一に該当する者については、退職金を支給しない。ただし、事情により支給額を減額して支給することがある。

1. 就業規則第46条に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
2. 退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

(勤続年数の算出)

第 5 条 勤続年数は入社日から起算し、退職の日までとする。

- ② 勤続年数の 1 年未満は月割による。月未満の端数があるときはこれを切り上げる。
- ③ 就業規則第 26 条第 2 号の出向による休職期間は、勤続年数に算入し、その他の休職期間は勤続年数に算入しない。

(金額の端数計算)

第 6 条 退職金の最終計算において、円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

(支払の時期及び方法)

第 7 条 退職金の支給は退職または解雇の日から 30 日以内にその金額を通貨で支払う。ただし、従業員の同意があるときは口座振込み又は金融機関振出しの小切手等により支払うことがある。

(退職慰労金)

第 8 条 在職中に勤務成績が優秀であった者、および特に功労のあった者に対しては慰労金を支給することがある。
なおその額についてはその都度定める。

(受給権者)

第 9 条 従業員が死亡した場合の退職金又は退職慰労金は、死亡当時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。
② 前項の遺族の範囲および支給順位については、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条の定めるところを準用する。

(退職金共済契約の適用)

第 10 条 賃金の支払の確保等に関する法律により退職手当の保全措置を要しないものとされる、中小企業退職金共済法による退職金共済契約等に基づいて、退職金の支給を受ける場合には、その金額を第 2 条または第 3 条に定める退職金の額より控除するものとする。

〔別 表〕

退職金支給基準率表

勤続年数	支 給 基 準 率		勤続年数	支 給 基 準 率	
	A	B		A	B
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5	勤続年数	勤続年数	25		
6	× 1.0	× 0.8	26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30	勤続年数	勤続年数
11			31	× 1.2	× 1.0
12			32		
13			33		
14			34		
15	勤続年数	勤続年数	35		
16	× 1.1	× 0.9	36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40以上		

付 則

- 1 . この規程は昭和63年 4月 1日から実施する。
- 2 . この規程を改廃する場合には、従業員代表者の意見を聞いて行う。